

## 奈良県地域防災計画検討委員会及びパブリックコメントへの対応(案)

## 1. 奈良県地域防災計画検討委員会（平成25年12月26日開催）

	意見等	対応
(1)	9月の台風18号の際に、滋賀県と京都府に特別警報が発令され京都市民約30万人に避難勧告等が出されたが、実際に避難したのは約1%であった。このケースは嵐山で浸水被害があったが、実は上流の日吉ダム放流を絞ったため、あの程度の被害で済み間一髪であったというのが本当である。被害が無かった場合も、なぜそうなったのか住民に十分説明するという事後対応が市町村にとって重要。	水害・土砂災害等編 第2章1節「避難行動計画」p33 ご意見を踏まえ、住民への周知及び啓発の内容として「避難勧告等が発令したが、被害が生じなかった場合にも、その理由、状況等を住民に周知する」という記載を追加。
(2)	避難行動について、住民が積極的な情報収集を行うことが真先に記載されているが、県や市町村の情報提供が重視されていないような構成となっている。	水害・土砂災害等編 第3章1節「避難行動計画」p141-146 避難勧告等の発令等、情報提供を行う県や市町村の役割にも重点を置いた構成に修正。
(3)	伊豆大島や兵庫県佐用町の避難における課題を教訓に、市町村長は待ちの姿勢ではなく、气象台や県から積極的に情報をとり、住民にわかりやすく提供することが重要。	水害・土砂災害等編 第3章1節「避難行動計画」p142 ご意見を踏まえ、避難勧告等の発令について「市町村長は、積極的な災害情報の収集に努め、気象情報や河川水位情報、土砂災害警戒情報等を基に、予め作成した発令基準に則って、避難勧告等が発令する」と修正。
(4)	近畿大学には原子力研究所が設置されているため、原子力災害の節に対策を記載すべき。	水害・土砂災害等編 第3章39節「原子力災害応急対策」p344-346 ご意見を踏まえ、近畿大学原子力研究所について、「第2章災害予防計画」だけでなく「第3章災害応急対策計画」にも記載を追加。

## 2. パブリックコメント（平成25年12月20日～平成26年1月10日実施）

	意見	対応
(1)	水害・土砂災害等編 第3章2節 「避難生活計画」p149 水害・土砂災害等編 第3章23節 「防疫、保健衛生計画」p307 地震編 第3章2節 「避難生活計画」p148 地震編 第3章29節 「防疫、保健衛生計画」p299 地震編 第5章11節 「防疫、保健衛生計画」p378 ボランティア活動の原則は自主性であることから、「ボランティアの活用等」という記述を「ボランティアの協力等」という記述に修正されたい。	ご意見を踏まえ、既存の記載を「ボランティアの協力等」に修正。
(2)	水害・土砂災害等編 第3章11節 「支援体制の整備」p227 地震編 第3章12節 「支援体制の整備」p208 県外で災害が発生した場合の支援体制の整備や、南海トラフ巨大地震に備えた広域避難対策において、市町村、NPO、ボランティアのみならず、社会福祉法人との連携についても記載すべき。	ご意見を踏まえ、連携団体として「社会福祉法人」の記載を追加。
(3)	水害・土砂災害等編 第3章39節「原子力災害応急対策」p344-346 原発のみならず原発関連の民間事業者の災害も考慮する必要があるため、大阪府熊取町にある原子燃料工業熊取事業所への対応についても記載すべき。	原子力災害対策特別措置法において、原子力事業者は、当該区域を管轄する都道府県及び市町村並びに当該区域を含む市町村に隣接する都道府県と防災業務計画について協議する必要があることとされており、本県では、近畿大学原子力研究所(東大阪市)がこれに該当。ご意見の趣旨を踏まえ、近畿大学原子力研究所について、「第2章災害予防計画」だけでなく「第3章災害応急対策計画」にも記載を追加。
(4)	地震編 第2章12節 「建築物等災害予防計画」p68-73 県や市町村は、今後活断層付近に建物を設置しないための条例を検討する予定であることを追記されたい。	ご提案の条例については、都道府県では徳島県のみが制定済。今後、徳島県が条例を制定した背景や本県における可能性等について研究したいと考えている。